

三原広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十九号

三原広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する

規則

三原広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和五十四年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に、「場長」を「場長 会計管理者 室長」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。